国道 159 号 (浅野川大橋~東山~山の上)交通安全対策協議会 第 2 回幹事会報告(概要)

H19.3.5

平成19年2月21日(水)に開催された第2回幹事会では、第1回協議会での決定事項を確認後、事前アンケート結果中間報告、第1回協議会・第1回幹事会・事前アンケートで出された意見と対応(案) 広報計画などについて協議を行った。その結果、社会実験を実施するにあたり、主に以下の3点が指摘された。

1.「社会実験の時間帯」について

社会実験の時間帯については、朝のバスレーン時間帯 (7:30~9:00)を基本とするものの、次のような意見が出された。

- ・「自転車走行指導帯や看板は24時間設置されており、昼間はどうするのか」
- ・「高校生に対して、場所や時間帯に限定した指導はできない」
- ・「自転車の車道左側通行は終日のルールなので、夕方や夜の安全対策も必要」

上記の意見を受け、時間帯については、第2回協議会で最終的な方針を決定することとなった。 社会実験の時間帯について、事務局としては、「自動車交通量は日中少なく、夕方のピーク時も朝と同程度であることから、24時間の実施は可能」と判断しており、ルールの周知・指導は24時間としつつ、関係機関が協力して"指導強化"する時間帯は朝のバスレーン時間帯のみと考えている。また、夕方や夜間については、クルマのドライバーへの周知徹底に努めるとともに、自転車に取り付けるリフレクター(反射材)の配布を検討している。

2 . 自転車のルール・マナーについて

路上駐車がある場合の走行方法について、「日中、コンビニの前ではトラックが路上駐車する事が多く、大型車の右側(車道側)を自転車が追い越していくのは危険なので、降りて歩道を迂回した方が良い」という指摘があった。

事務局としては、実効性の高いルールづくりに重点を置いており、路上駐車についてバスレーン内で追い越し可能であれば、十分な安全確認を行った上で追い越しOK、大型車が停まっていてバスレーン内での追い越しが困難であれば一旦停止して安全な方法を判断することとしている(路上駐車を追い越すことは違法ではなく、一度自転車から降りて歩道を通行することは利用実態に合わないため)。

「ルールやマナーを周知するだけでは簡単にいかない」との意見もあったが、「毅然とした態度で指導していくほかに方法はない」という意見が出され、まずは原案で社会実験を実施し、ルールやマナーを守ってもらえないようであれば、次の段階で検討すればよいとの結論に至った。地球の友・金沢の三国委員からは、デンマークで実際に行われている自転車利用者用のルールテストや、路面標示・看板等の好事例を紹介していただき、「ルールだけではなく自転車利用者の立場で"注意すべきポイント"の周知が必要」、「自転車走行指導帯に自然に入れるような標示の工夫が必要」との指摘があった。

3. 周知・PR方法について

社会実験の周知・PR方法については、広報計画の通り進めることで概ね了承された。

「出前講座」については、実際に生徒に指導する立場として、「全校集会等で呼びかけるのも一つの方法だが、学年会等の小さな単位で指導した方が効果的であることから、パワーポイントなどの資料を貸し出すようなシステムの方がありがたい」という意見があった。パワーポイント等の資料は貸し出し可能であり、「出前講座」は必要があれば随時行うこととなった。

チラシについては、「もう少し自転車走行指導帯の写真や図を大きく」、「自転車と歩行者の事故が急増していることを強調すべき」、「小学生や保護者にわかりやすい内容にしてほしい」といった意見が出され、事務局で対応を検討し、第2回協議会に諮ることとなった。

4. その他

県警委員からの意見では、「自転車の交通安全対策については警察庁も頭を痛めており、今回の 金沢での社会実験は全国的に注目を集めている」とのことである。「関係機関の連携・協力のも と、今回の社会実験を成功させ、新しい交通安全対策の手法を金沢から発信していければ良い」 ということが幹事会の総意であるものと考えられる。

- 以上 -